

光市記者発表資料

令和8年6月25日

件名	令和8年度 光市猟友会新規加入奨励金について
内容	有害鳥獣による被害を防止し、安全・安心な市民生活を将来にわたって持続可能にするため新たに設けた制度です。 これまで狩猟免許新規取得に関し、県助成金や本市助成金がありましたが、当制度は有害鳥獣被害対策の担い手となる人に対し、奨励金を予算の範囲内で支給し、高齢化等により減少傾向のある有害鳥獣捕獲者の確保を促します。 1 対 象 令和8年4月1日以後に山口県光地区猟友会に新たに加入し、かつ、光市鳥獣被害対策実施隊員として継続して3年以上有害鳥獣捕獲活動する意思がある人。 2 奨励金額 交付対象者1人につき、2万円 ※同一交付対象者1名につき1回限り 3 申請期間 令和8年度中に対象条件を満たした日～令和9年3月31日（水）
問合せ	有害鳥獣対策課有害鳥獣対策係 担当：戸島、生長 TEL：0833-72-1514 FAX：0833-72-6470